

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月19日 13時30分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市西浜埼 ^{にしはまさき} 南西方沖 久松港南水路第2号灯標から真方位133° 1,480m付近 (概位 北緯24° 45.4′ 東経125° 15.0′)
事故の概要	水上オートバイプレジデントは、漂流中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年12月21日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ プレジデント、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	250-57031 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：海上 波向北北西、波高約1m、潮汐 下げ潮の末期 宮古島市には、10月17日04時31分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、西浜埼南西方沖で主機を停止して漂流し、同乗者が動画撮影を行っていたところ、 圧流されて浅瀬に乗り揚げた。 船長は、西浜埼南西方の浅瀬の存在を知らず、漂流中、同浅瀬に接近していることに気付かなかった。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、波浪注意報が発表されている状況下、船長が付近にある浅瀬の存在を知らずに漂流を続けたことから、圧流されて浅瀬に接近していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、波浪注意報が発表されている状況下、船長が付近にある浅瀬の存在を知らずに漂流を続けたため、圧流されて浅瀬に接近していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。 ・ 風、波等の影響を考慮して漂流場所を選定すること。